

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登録番号
オールオート茨城販売(株)	ひたちなか市稲田742番地	870192

2 指名停止措置期間

令和4年12月9日 ～ 令和5年1月8日(1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲 市が発注する物品調達等

4 事実概要

オールオート茨城販売(株)の代表取締役は、令和4年10月19日、有印私文書偽造罪により、水戸地方裁判所から懲役刑(執行猶予)の判決を受けた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表に掲げる(不正又は不誠実な行為)第8項(2)に該当するため。

〈ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱〉

措 置 要 件	期 間
第2条別表 8 不正又は不誠実な行為	
(1) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上9月以内
(2) 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上12月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話 029-273-0111